

議 第 3 号 議 案

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について
非核三原則の堅持を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和8年3月13日提出

富士見市議会議長 勝 山 祥 様

提出者	富士見市議会議員	宮 尾	玲
賛成者	同	根 岸	操

提 案 理 由

非核三原則の堅持を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、1967年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明し、1971年に衆議院においてこの原則の遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられてきた。歴代内閣もこれを堅持している。

しかしながら、今日、安全保障関連3文書の改定に向けた議論が開始されており、これに伴い、非核三原則の見直しを不安視する声もある。核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増しているが、こうした時代であるからこそ、非核三原則は今後も守られることが強く求められる。

80年前、広島と長崎にもたらされた惨禍は決して繰り返してはならない。被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いを真摯に受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
外務大臣	様
防衛大臣	様
内閣官房長官	様